

神戸市会活性化に向けた改革検討会 座長試案

1. 執行機関に対するチェック機能の強化

(1) 議決対象の拡大（地方自治法 96 条 2 項の活用）

- ① 基本構想及び基本計画の策定，変更又は廃止については，議決対象とする。
 - * 基本構想：長期的な展望に立って市政の総合的かつ計画的な運営を図るために定める構想
 - ・ 現行のマスタープランの中の新・神戸市基本構想の部分
 - * 基本計画：基本構想に基づき市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画
 - ・ 現行のマスタープランの中の第 5 次神戸市基本計画のうち神戸づくりの指針の部分
- ② 実施計画及び各行政分野における基本的な計画のうち計画期間が 10 年以上であるものの策定，変更又は廃止については，議決対象とはしないが，議会への報告を義務づける。
 - * 実施計画：基本計画に基づき市政全般に係る具体的な施策の実施に関して体系的に定める計画
 - ・ 現行のマスタープランの中の神戸 2015 ビジョン及び各区計画の部分
- ③ 「姉妹都市若しくは友好都市又はこれらに類するものの提携又は解消」については，議決対象とはしないが，議会への報告を義務づける。
- ④ 「審議会での内容，委員構成」については，これまでも情報提供されてきており，議決対象とはしない。
- ⑤ 「一定額以上の出資，出せん」については，予算案に計上されるものであり，議決対象とはしない。
- ⑥ 「法定受託事務」に係る議決事件の追加については，何を対象とするかの判断が容易ではないため，将来的な検討課題とする。

- ⑦ 「特別職人事案件の提案」に際しては、原則として、2回の代表者会議で事前協議することとし、1回目は当局から人物像などを含めた候補者の提示を受け、2回目は各会派の態度表明と会派間協議を行う。

※ ①～③は、議会基本条例に盛り込む。

(2) 調査権限の在り方と 100 条委員会

- 議会又は議員からの、市の政策及び事務に係る監視及び調査のための、資料要求、説明要求に関しては、当局の誠実な対応を求める。

※ 本件は、議会基本条例に盛り込む。

(3) 地方自治法 176 条問題（議会の再議の扱い）

- 特別拒否権の問題については、具体的な事例が少ないこともあり、引き続き研究していく。

(4) 通年議会

- ① 市長専決処分の完全解消と臨機応変な本会議開催を目指すとなれば、通年議会の導入が必要となる。
しかし、当面の措置としては、委員会の行政調査や会派の政務調査活動等に一定専念できる期間を確保し、併せて通年議会に存する課題の抽出とその解決策を検討するため、2会期制を採用する。
- ② 会期は、現行の第1回定例会市会から第2回定例会市会まで、現行の第3回定例会市会から第4回定例会市会までとする。

※ 本件は、この内容で当局と協議する。

※ 本件は、議会基本条例に盛り込む。

(5) 本会議における質疑の在り方

- ① 質疑（質問）方法の多様化を図るため、一問一答制を導入し、質疑（質問）者の選択に委ねる。
- ② 一問一答選択制の導入に伴い、発言回数制限は廃止する。
- ③ 議案外質問を廃止し、一般質問（市政一般に対する個人質問）を新たに導入する。

- ④ 質疑（質問）に係る持ち時間管理に当たっては、近年の状況に鑑み、現行どおり答弁時間を含むこととする（この際、改めて当局に対して答弁は簡明に行うよう申し入れる）。
- ⑤ 反問権については認めないが、質疑（質問）の趣旨を確認するための発言はできることとする。
- ⑥ 本会議における議員間討議については、当面、導入を見送る。

※ 本件は、この内容で当局と協議する。

※ ①，③，⑤は、議会基本条例に盛り込む。

(6) 委員会活動の活性化

- ① 平成 23 年 3 月の市会運営委員会の決定を受けて、常任委員会の運営方針として、「閉会中の委員会においては、委員会であらかじめ決定した調査テーマに関して、当局から報告を聴取し、調査を行う」こととしており、今後とも積極的な活動を行う。
- ② 委員会においては、委員相互間における討議を通じ、積極的な政策立案・提言等に努める。

※ 本件は、議会基本条例に盛り込む。

2. 政策立案・提言機能の充実

(1) 議会政策提案条例の制定

- 議会，議員の政策形成及び立案能力の向上はもとより，それを補佐する市会事務局の政策法務・調査研究機能の充実強化を図るとともに，専門的知見を活用しながら，政策提案条例を積極的に制定していくことを目指す。

※ 本件は，議会基本条例に盛り込む。

(2) 政務調査活動の在り方

- ① 「政務調査費における管外活動下限人数」については，政務調査活動をより機動的に行うため，1人でも調査を行うことができることとする。
- ② 本市の行政活動は，企業の海外進出支援，姉妹都市交流事業などグローバル化しており，議員の政務調査活動を国内外で区別するべきではなく，「政務調査費における海外調査」については，これを認める。
- ③ 政務調査員については，所属議員5名ごとに1名を配置できることとする。

※ ③は，予算について当局と協議する。

(3) 予算編成権，修正権，議会予算教書

- ① 予算編成権及び修正権については，現行法上の制約の問題，首長と議会が対立した時の対立処理の手續問題などについて，引き続き研究していく。
- ② 議会予算教書については，積極的に取り組んでいくべきとの意見もあるが，議会全体としての意見集約が極めて難しいことから，現時点では時期尚早であり，将来的な検討課題とする。

3. 市民参加の積極的な促進

(1) 議会報告会

- ① 議会報告会については、何をどう報告するのか、会派間の意見の違いをどう取り扱うのかといったことや、組織的に動員が行われる可能性など課題が多く、将来的な検討課題とする。
- ② インターネットによる生中継・録画放映を本会議及び全ての常任・特別委員会に拡大し、広報機能を充実強化する。

※ ②は、予算について当局と協議する。

(2) 休日・夜間議会

- 災害時や市民の意見を二分するような議論が起きた場合には、開催できることを担保するにとどめる。

(3) 請願・陳情，傍聴の在り方

- ① 郵送により提出された陳情のうち市外居住者からのものについては、要望書として取り扱うこととする。
- ② 請願紹介議員が趣旨説明終了後すぐに退席し、質疑できないことに関しては、現在、会期中の委員会は2日間の中でできる限り3委員会ずつ開催することとしているため、委員会の予定のない議員が紹介議員になるよう努めることで、一定の解決が図れる。
- ③ なお、請願紹介議員へ質疑を行おうとするときは、委員会の前日までに委員長に申し出る制度を設ける。

④ 「市会運営委員会，同理事会の公開」については，これまでも提案があり，市会運営委員会で協議してきたが，以下の理由により実施しておらず，将来的な研究課題とする。

* 市会運営委員会については，委員会室のスペース的な問題もさることながら，その性格が市会運営や本会議の議事に関する事前確認の場であることから，報道機関以外の一般傍聴を認めることは適当ではない。

* また，理事会については，「議会運営の改善に関する事項」など理事会で協議する事項が市会運営委員会の決定により限定されており，その性格も下相談的な場であることから，一般傍聴を認めることは適当ではない。

(4) 住民意見の反映（意見募集・検証），専門的知見の活用

○ 市民の生の声を聞くことが議員活動の基本であり，そのために不断の努力を続けるとともに，当局が審議会を活用していろいろな政策を打ち立てているように，議会も専門的知見を議会活動に活かしていく。

※ 本件は，議会基本条例に盛り込む。

4. 議会及び議員活動の在り方等

(1) 議会基本条例の制定

- 神戸市会活性化に向けた改革検討会で議論されてきた内容を踏まえて、議会基本条例を制定する。

○ 内容(例示)

| 柱 | 検討会での項目 |
|-------------|---|
| 総則 | |
| 議会の機能, 役割 | ・ 1.-(1) 議決対象の拡大(地方自治法 96 条 2 項の活用) ・ 2.-(1) 議会政策提案条例の制定 |
| 議員の機能, 役割 | ・ 4.-(2) 地方議員の身分について(制度上の位置づけの明確化) |
| 議会と執行機関との関係 | ・ 1.-(2) 調査権限の在り方と 100 条委員会 |
| 議会への住民参加 | ・ 3.-(4) 住民意見の反映(意見募集・検証), 専門的知見の活用 |
| 議会の運営 | ・ 1.-(4) 通年議会 ・ 1.-(5) 本会議における質疑の在り方 ・ 1.-(6) 委員会活動の活性化 |

(2) 地方議員の身分(制度上の位置づけの明確化)

- ① 非常勤特別職公務員という位置づけは地方議員の特性を反映していないため、公選職としての立場を明確にする。
- ② 議員報酬については、改めて検討していく。
- ③ 費用弁償については、見直しを行ったばかりであることから、当面、現行のままとする。

※ ①は、議会基本条例に盛り込む。

(3) 議員定数

- 議員定数については、改めて検討していく。